

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年1月22日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 令和6年度大船渡病院空調設備保守点検業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立大船渡病院
- (5) 入札方法

(1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（その他）」において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 盛岡市又は沿岸広域振興局管内（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町に限る。）又は県南広域振興局管内（奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、遠野市、一関市、平泉町、西和賀町に限る。）に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1
岩手県立大船渡病院総務課 電話：0192-26-1111 FAX：0192-27-9285
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札説明書及び入札参加申請書（様式）等の配付期間
令和6年1月22日（月）から令和6年2月5日（月）の土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (3) ホームページアドレス
<https://www.pref.iwate.jp/iryoukyoku/oshirase/index.html>
岩手県トップページ>（県の機関）医療局>お知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和6年2月6日（火）午後5時までに3（1）の場所に提出しなければならない（郵送可）。
また、入札日の前日までの間において、岩手県立大船渡病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) （1）により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和6年2月9日（金）午後5時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者に対し令和6年2月16日（金）午後5時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和6年2月21日（水）10時30分 岩手県立大船渡病院 3階大会議室

（入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

7 その他

- (1) 本入札は最低制限価格を適用する。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金
全部を免除する。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。
- (8) その他 詳細については、入札説明書による。

入札説明書

岩手県立大船渡病院空調設備保守点検業務委託

岩手県立大船渡病院総務課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立大船渡病院が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務件名

令和6年度大船渡病院空調設備保守点検業務委託

(2) 業務の仕様その他明細

別紙「岩手県立大船渡病院空調設備保守点検業務仕様書」による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

岩手県立大船渡病院

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（その他）」において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 盛岡市又は沿岸広域振興局管内（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町に限る。）又は県南広域振興局管内（奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、遠野市、一関市、平泉町、西和賀町に限る。）に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和6年2月6日(火)までに平日の午前9時から午後5時までの間に15(3)の場所に提出しなければならない。
- なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。
- ア 競争参加資格を証明する書類
- (ア) 入札参加資格審査申請書（別紙「様式第1号」）
- (イ) 業務が履行できることの誓約書（別紙「様式第2号」）
- (ウ) 業務実績等に関する誓約書（別紙「様式第3号」）
実績が確認できる書類（契約書の写し等）
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札参加者は、本説明書（業務仕様書を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

4 質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面（様式は任意。FAXによる提出可）により令和6年2月9日（金）14時までに15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、質問者に対し令和6年2月16日（金）17時までにFAXにより回答する。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。なお、金額の訂正はすることができない。
また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県立大船渡病院長」とする）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

7 入札及び開札の日時及び場所等

令和6年2月21日(水)10時30分 岩手県立大船渡病院 3階大会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、
入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を
入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめがある。

8 入札保証金に関する事項

全部を免除する。

9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参
加できるものとする。

なお、審査結果は令和6年2月13日(火)までにFAXにより通知する。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害す
る行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに
提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程 第190条の規定により作成された予定
価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者と
はならないこと。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引
かせ、落札者を決定するものとする。

- (4) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約又は県営建設工事に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし岩手県医療局財務規程第203条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立大船渡病院に帰属する。
- (5) 「別添1（契約の保証について）」(1)の確認のため、別紙1「契約の保証に関する届出書」を落札後速やかに病院長に提出するものとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (2) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1

岩手県立大船渡病院総務課

電話 : 0192-26-1111 FAX : 0192-27-9285

別添1

○契約の保証について

(1) 落札者は、業務委託契約書案の提出とともに、以下の①から④のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

① 契約保証金納付に係る領収書

[注] ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を病院長に提示すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

[注] ア 契約保証金の金額に相当する医療局財務規程第204条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を病院長に提出すること。

イ 契約代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「岩手県立大船渡病院長 中野 達也」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、委託期間を含むものとすること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとすること。

ク 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ケ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、病院長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

[注] ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には、「岩手県立大船渡病院長 中野 達也」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、契約金額の100分の5の金額以上とする。

カ 保険期間は、委託期間を含むものとする。

キ 契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ク 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、医療局財務規程第203条のいずれかに該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(様式第1)

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所
氏名(商号又は名称)
代表者氏名
電話番号
FAX番号

印

入札参加資格確認申請書

令和6年1月22日付けで公告のありました「令和6年度岩手県立大船渡病院空調設備保守点検業務」に係る一般競争入札に参加したく、確認をお願いします。

記

1 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 業務履行等調書

本手続きに係る担当者	
所 属	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	

(様式第2)

誓 約 書

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 様

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名、印

令和6年度岩手県立大船渡病院空調設備保守点検業務に関する業務委託の入札に参加するに当たり、下記のとおり当社の状況を報告します。

なお、本書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等

(1) 過去5年間における契約解除の有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約]
※注：有りの場合、契約解除通知を添付すること。

(2) 過去5年間における指名停止処分の有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約]
※注：有りの場合、指名停止通知を添付すること。

2 従業員の労働福祉の状況等

(1) 雇用時の最低賃金額（令和6年 月 日現在）

_____ 円 【 月額 ・ 日額 ・ 時間額 】

(2) 過去5年間における賃金未払いの有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては同様の事態を生じさせない旨の誓約]

(3) 社会保険制度への加入状況等

ア 加入状況 【 労働者災害補償保険 ・ 雇用保険 ・ 健康保険 ・ 厚生年金保険 】

イ 未納の有無 【 有り ・ 無し 】

(4) 従事者の過去1年間の健康診断の実施の有無及び令和6年度実施の有無

過去1年間の健康診断実施 【 有り ・ 無し 】

令和6年度実施予定 【 有り ・ 無し 】

※注：【 】内は該当するものに「」印を付すこと。

(様式第3)

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所
氏名（商号又は名称）
代表者氏名
電話番号
FAX番号

印

業務履行等調書

次のとおり施行実績等を有することから、令和6年度岩手県立大船渡病院空調設備保守点検業務に係る契約の履行が確実に実施可能であることを誓約するため、下記のとおり業務実績等を報告します。

記

1 業務実績（過去2年間）

発注者	業務名	契約期間	備考
記載例) ○○病院長	○○病院○○業務	R5.4.1～R6.3.31	

注1：業務名は、契約書記載の件名（委託業務名）を記載すること。

実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。

2 業務に従事する資格者等

氏名	資格名	免状番号	備考
記載例) 岩手 太郎	○○士○類、 ○○設備士○類	岩 号・号	

3 本社・営業所の状況

本業務を担当する、営業所の所在地・専門技術者人数

所在地	有資格者(○○関連)
	人

(委任状様式例)

委任状

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

委任者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名 印

私は、下記の者を代理人として、入札に関する次の権限を委任します。

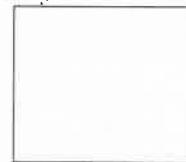
入札件名 令和6年度岩手県立大船渡病院空調設備保守点検業務

記

1 受任者

氏名

受任者
使用印



2 委任事項

- (1) 入札に関すること
- (2) 上記に附帯する一切の権限

(入札書様式例)

入 札 書

年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名)

(印)

件名 令和6年度岩手県立大船渡病院空調設備保守点検業務

一 金

億	千	百	十	万	千	百	十	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---

円

(別紙1)

契約の保証に係る届出書

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 中野 達也 様

住 所

氏 名

印

下記1に掲げる業務については、下記2のとおり契約の保証を付すこととしたのでその旨届出します。

記

1 業 務 名 令和6年度岩手県立大船渡病院空調設備保守業務

2 契約の保証（該当するものに○印を付すること。）

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保の提供
- (3) 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 損害をてん補する履行保証保険契約

岩手県立大船渡病院空調設備保守点検仕様書

- 1 保守点検作業対象項目及び数量等は、別紙（その1）のとおり。
- 2 受託者は、上記設備の機能保持のため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに必要に応じて専門技術者及び作業員等を派遣し、別紙（その2）の保守点検作業内容により実施する。なお、点検日時については、電気設備及び衛生設備等の点検と関連する設備については、関係者と事前に打ち合わせを行い、保守点検実施計画書を作成し、病院と協議のうえ決定する。
- 3 保守点検業務場所
岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10番地1 岩手県立大船渡病院
- 4 保守点検対象設備の故障等緊急の場合は、ただちに技術者等を派遣し、修理等を実施するものとする。やむをえず応急処置をしたときは、事後速やかに適正な方法による処置をしなければならない。なお、受託者が費用を伴う作業等を要する場合の処置については、契約当事者が協議して定めるものとする。
- 5 点検、調整、整備は、病院の保守担当係員（以下「係員」という。）の了解又は立会いのうえで完全に実施し、点検終了後速やかに調整の良否、点検後の所見、点検者の氏名等必要な事項を記載し、押印した報告書を提出し、係員の確認を得なければならない。
- 6 次にあげる費用は、受託者の負担とする。
 - (1) 上記点検等に必要な工具、測定器等。
 - (2) 明らかに受託者の責任に起因する故障、破損等のため機器の取替え等を行う場合。

別紙（その1）

保守点検対象項目及び機器名称

No.1

作業内容	回数	機器名称	機器仕様	数量	関係法規等その他備考
法定（準法定含む）					
1. ボイラー等定期性能検査整備 （1）性能検査整備 （2）性能点検	2回／年 (1回/年) (2回/年)	ボイラー. B-1.2 環水槽. HWT-1.2	伝達面積 (94.00m ²) SUS製 8.4m ²	2基 2基	労働安全衛生法 (性能点検-法定外)
2. 圧力容器等定期性能検査整備	1回／年	熱交換器. HEX-1.2 熱交換器. HEX-3 熱交換器. HEX-4 安全弁	内容積 (19.5m ²) 内容積 (6.2m ²) 内容積 (0.045m ²)	2基 1基 2基 4台	労働安全衛生法
3. 防災設備	1回／年	排煙口		22箇	消防法 (各種、機器及び飲食店-運法第)
4. ボイラー 煤煙測定	2回／年 (1回/6ヶ月)	ボイラー. B-1.2		2基	大気汚染防止法
5. 空気環境測定	6回／年 (1回/2ヶ月)	測定対象カ所		35カ所	建築物における衛生的 環境の確保に関する法律
法定外点検及び測定					
6. 冷凍機点検 （1）シーズンイン （2）シーズンオフ	2回／年 1回/年 1回/年	吸收式. RA-1.2 水冷式. RC-3	500 USRT 100 USRT	2基 1基	
7. 冷却塔点検 （1）シーズンイン （2）シーズンオフ	2回／年 1回/年 1回/年	吸收式用. CT-1.2 熱源水用. CT-3	500 RT 100 RT	2基 1基	
8. 空調用ポンプ 点検	1回／年	ポンプ. CP. HP. CDP 油ポンプ. OP1-OP3		2台 2台	
9. 空調用水処理 測定及び点検 （1）ボイラー 水処理	2回／月 (24回/年)	水質分析 薬品注入装置 連続ブローバル装置 硬水軟化装置		4台 2台 2台	
（2）冷却塔水処理	2回／月 (24回/年)	水質分析 薬品注入装置	吸收式用 (CT-1) - 補給水、冷却水 吸收式用 (CT-2) - 補給水、冷却水 熱源水用 (CT-3) - 補給水、循環水	1台 1台 1台 3台	
10. 空調機点検	1回／年	空調機. AC ファンユニット. FFU-1 コイルユニット. 加湿器ユニット	1~31、41~42、51 冷水、冷温水	35台 49台 6台 1台	

保守点検対象項目及び機器名称（本院）

No.2

作業内容	回数	機器名称	機器仕様	数量	関係法規等その他備考
1.1. 送排風機点検	1回／年	送排風機 換気扇、RS SF EF	シロッコファン ラインファン 熱交換ユニット 有圧換気扇、天井換気扇	63台 177台 17台 74台	
1.2. PAC型空調機点検	1回／年	空冷式 空冷HP式 P-MAC 手術系統FFU FFU-2A～FFU-2E ファンコイルユニット ファンコイルユニット ファンコイルユニット	(室内機－床置式6、室外機6) (室内機－天吊りカセット型87、室外機42) (室内機－壁掛型29、室外機16) メーカーリモート点検	6台 42台 16台 1台 5系統 64台 8台 147台	
1.3. ファンコイルユニット等点検			(天吊りカセット型) (天吊りインバータ型) (床置露出型)		
1.4. 中央監視、自動制御設備点検 (1) 中央監視設備	1回／年 1回／年	中央管制装置	PCx2 SMS DSS SCS LCDx2 KBx2 PRT DLG TW RS INT CVCF DDC GD GC		1式
(2) 自動制御設備	1回／年	制御系統	熱源回り制御等	55系統	
1.5. クリーンルーム測定	1回／年	測定対象箇所	OP-1, 2, 3, 4, 5他、血管撮影室 分娩室、新生児室、無菌製剤室、滅菌製剤室、救命救急センター、DSA室他	16室	
1.6. 床暖房点検	1回／年	ヘッター		2基	
1.7. プレフィルター交換 (1) 空調機用プレフィルター (2) FFU用プレフィルター	2回／年	AC-1～AC-32、AC-51	DPA-A-66N 610×610×20 t DPA-A-66N 610×305×20 t 288×1260×15 t 288×960×15 t 288×810×15 t	176枚 102枚 38枚 50枚 10枚	

保守点検対象項目及び機器名称（本院）

No.3

作業内容	回数	機器名称	機器仕様	数量	関係法規等その他備考
(3) 手術室排気用プレフィルター			1号室 794×697×7 t 2号室 842×697×7 t 3号室 669×697×7 t 4号室 794×697×7 t 5号室 794×697×7 t	2枚 8枚 2枚 2枚 8枚	
(4) 電気室排気用プレフィルター			DS-600 500×500×20 t	2枚	
(5) 外来待合室排気用プレフィルター			DS-300 500×730×10 t	4枚	
(6) 中央材料室排気用プレフィルター			DS-300 550×700×10 t	4枚	
(7) 廉房用プレフィルター			DS-300 550×550×10 t 450×450×10 t 350×350×10 t 300×300×10 t 250×250×10 t 200×200×10 t	24枚 8枚 10枚 4枚 2枚 4枚	
(8) 救命救急センター用プレフィルター			DS-300 600×250×10 t 700×350×10 t 850×400×10 t 350×350×10 t	4枚 2枚 8枚 2枚	
(9) 精神病棟用プレフィルター			DS-300 800×500×10 t 760×280×10 t	2枚 4枚	
(10) F C U用フィルター			1階各所 2階各所 3階～6階各所	54枚 139枚 816枚	
(11) パッケージエアコンフィルター			清掃作業	124枚	
(12) 全熱交換器フィルター			清掃作業	42枚	

別紙（その2）

保守点検作業内容

保守点検作業は原則として、「建築保全業務共通仕様書」（建設大臣官房官庁営繕部監修）に準ずる。

法定（準法定含む）点検及び測定

1. ボイラー等定期性能検査整備

（1）性能検査整備

- ① 「労働安全衛生法」並びに「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく整備、清掃、復旧作業とする。
- ② 昇圧トリップテスト。
- ③ 給水装置、燃焼装置等の警報及び遮断等自動制御の総合点検。
- ④ ホットウェルタンク（HWT-1, 2）の清掃点検整備。
- ⑤ パッキン等消耗品雜材料は含む。

（2）性能点検（法定外）

- ① ボイラーの昇圧トリップテスト及び給水装置、燃焼装置等の警報及び遮断等自動制御の点検。
- ② ホットウェルタンク（HWT-1, 2）の点検。
- ③ 消耗品雜材料は含む。

2. 圧力容器等定期性能検査整備

- ① 「労働安全衛生法」並びに「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく整備、清掃、復旧作業とする。
- ② 法定外のヘッター類（冷温水H、蒸気）は性能点検、外観目視点検とする。
- ③ 保温、ラッキング、パッキン等消耗品雜材料は含む。

3. 防災設備点検

- ① 「消防法」に基づく外観点検、機能点検及び総合点検とする。
- ② 点検に伴う消耗品雜材料は含む。

4. ボイラー煤煙測定

- ① 「大気汚染防止法」に基づく測定とする。
ダスト量、窒素酸化物、硫酸酸化物。
- ② 測定に伴う消耗品雜材料は含む。

5. 空気環境測定

- ① 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく測定とする。
—酸化炭素、炭酸ガス、気流、温度、湿度、浮遊塵埃。
- ② 測定に伴う消耗品雑材料は含む。

法定外点検及び測定

6. 冷凍機点検

- (1) シーズンイン点検①消耗品雑材料は含む。
- (2) シーズンオフ点検①消耗品雑材料は含む。

7. 冷却塔点検

- (1) シーズンイン点検①消耗品雑材料は含む。
- (2) シーズンオフ点検①消耗品雑材料は含む。

8. 空調用ポンプ点検

- ① 消耗品雑材料を含む。ただし緊急修理の場合を除く。

9. 空調用水処理測定及び点検

- (1) ボイラー水処理
 - ① 水質分析の結果については、意見を付して速やかに報告すること。
 - ② 水処理装置機器の外観点検、機能点検を行う。
 - ③ ボイラー水の状況を詳細に把握し、適切な技術指導を行うこと。
 - ④ 薬品は、別途とする。⑤測定及び点検に伴う消耗品雑材料は含む。

- (2) 冷却塔水処理

- ① 水質分析の結果については、意見を付して速やかに報告すること。
 - ② 水処理装置機器の外観点検、機能点検を行う。
 - ③ 薬品は、別途とする。
 - ④ 測定及び点検に伴う消耗品雑材料は含む。

10. 空調機点検

- ① 消耗品雑材料を含む。ただし緊急修理の場合を除く。

11. 送排風機点検

- ① 消耗品雑材料を含む。ただし緊急修理の場合を除く。

12. P A C ・ H P型空調機点検

① 消耗品雑材料は含む。

手術系統 FFU メーカーリモート点検

13. ファンコイルユニット点検

① 消耗品雑材料は含む。

14. 中央監視、自動制御設備点検

(1) 中央監視設備

① 中央処理装置

ア) 外観チェックと清掃。

イ) 各ユニット取付、端子増締及びコネクター類点検。

ウ) 電源ユニット（メモリ、ロジック用）制御電圧の点検、リップルの調査。

エ) バックアップバッテリーの交換及び電圧確認。

オ) 診断機能による各カードのハードウェア一点検。

カ) プログラム点検。

キ) 各操作機能点検。（プログラム機能を含む。）

ク) 伝送信号点検。

② プリンター

ア) 外観チェックと清掃。

イ) 組付及びコネクター類点検。

ウ) 制御電圧の点検。

エ) 各種機能点検。

オ) プリントアウト状態のチェック。

カ) プリントメカの清掃、注油等の点検。

③ 伝送子局

ア) 外観チェックと清掃。

イ) 制御電圧の点検。

ウ) 停電検出点検。

エ) ファイル点検。

オ) 伝送状態の確認

(2) 自動制御設備総合点検

① 冷温水熱源、C T回り系統

ア) 電磁流量計、差圧発信器

工事中の為目視確認点検。

イ) パラマトリクス（台数制御）

工事中の為目視確認点検。

ウ) 操作器

工事中の為目視確認点検。

エ) 調整器

工事中の為目視確認点検。

② ボイラー、オイル回り系統

ア) 排煙濃度計

外観点検及びクリーンアップ、組付点検及び端子ビスの増締め。

イ) 液面計

計器作動状態、指示、警報の確認、調整。

ウ) 電磁弁

外観点検及び動作の確認。

エ) 感震計

外観点検及び動作の確認。

③ 空調器、外調機系統

ア) 温度計、検出器、調整器

各接点、ポテンショメーターの点検及び清掃。

各種設定の確認及び調整。

操作器との組合せによる総合チェック。

制御状態の確認。

イ) 操作器

グランド部の漏れ点検、リンクエージ組付け状態の確認、調整、動作の確認。

ウ) マノメータースイッチ

外観点検及び動作の確認。

④ 貯湯槽系統、冷温水コイル制御

ア) 温度調節器

外観点検及び動作の確認。

各接点、ポテンショメーターの点検及び清掃。

各種設定の確認及び調整。

操作器との組合せによる総合チェック。

制御状態の確認。

イ) 操作器

グランド部の漏れ点検、リンクエージ組付け状態の確認、調整、動作の確認。

⑤ ホットウェルタンク回りの制御

ア) 温度調節器

外観点検及び動作の確認。

各接点、ポテンショメーターの点検及び清掃。

各種設定の確認及び調整。

操作器との組合せによる総合チェック。

制御状態の確認。

イ) 操作器

グランド部の漏れ点検、リンクエージ組付け状態の確認、調整、動作の確認。

⑥ ボイラー廃熱回収制御

ア) 温度検出器、調節器

外観点検及び動作の確認。

各接点、ポテンショメーターの点検及び清掃。

各種設定の確認及び調整。

操作器との組合せによる総合チェック。

制御状態の確認。

イ) 操作器

グランド部の漏れ点検、リンクエージ組付け状態の確認、調整、動作の確認。

シーズン切替点検

⑦ 空調機系統

夏～冬切替えに伴う設定変更及び動作、総合動作の確認、制御状態の確認。

15. クリーンルーム室測定

- ① 測定は、風量・温度・湿度・浮遊塵埃とし、各室の空気清浄度が保たれているかを確認する。
- ② 測定に伴う消耗品雑材料は含む。

16. 床暖房点検

- ① 消耗品雑材料は含む。

17. プレフィルター交換

様式 第1号

保守業務完了報告書

令和 年 月 日

岩手県立大船渡病院長 様

(受託者)

印

保守業務委託契約書及び仕様書より、保守点検実施計画書に従って、下記のとおり業務を完了したので報告します。

記

保守業務名		岩手県立大船渡病院空調設備保守点検業務	
契 約 額	総 額	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
	今回完了額	円	(うち消費税及び地方消費税額 円)
契 約 期 間	全 体 期 間	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	
	今 回 完 了 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
備 考			